

広域連携アグリビジネスモデル支援事業のご案内

都道府県の区域を超えて行われる広域的なアグリビジネスの取組について、新たなビジネスモデルを創出する先駆けとして全国的な視点から支援を行います。

事業内容

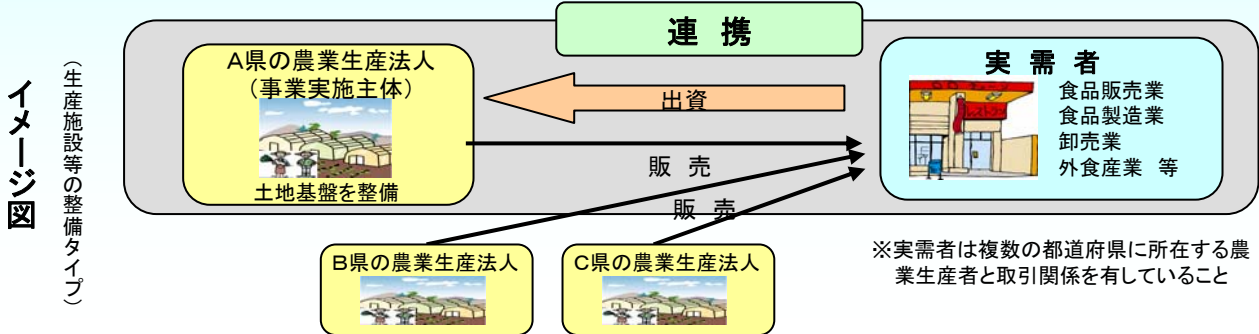
(1) 生産者・実需者連携事業

農業生産者と食品販売業者等(以下「実需者」という。)が都道府県の区域を超えて連携し、農業生産者が実需者の求める農畜産物等を安定供給するために必要となる

- ① 土地基盤、生産施設等の整備(生産施設等の整備タイプ)
 - ② 加工施設、集荷施設等の整備(加工施設等の整備タイプ)
- を支援します。

【事業実施基準】

- ・事業実施主体は、連携する実需者から出資を受けていること 等

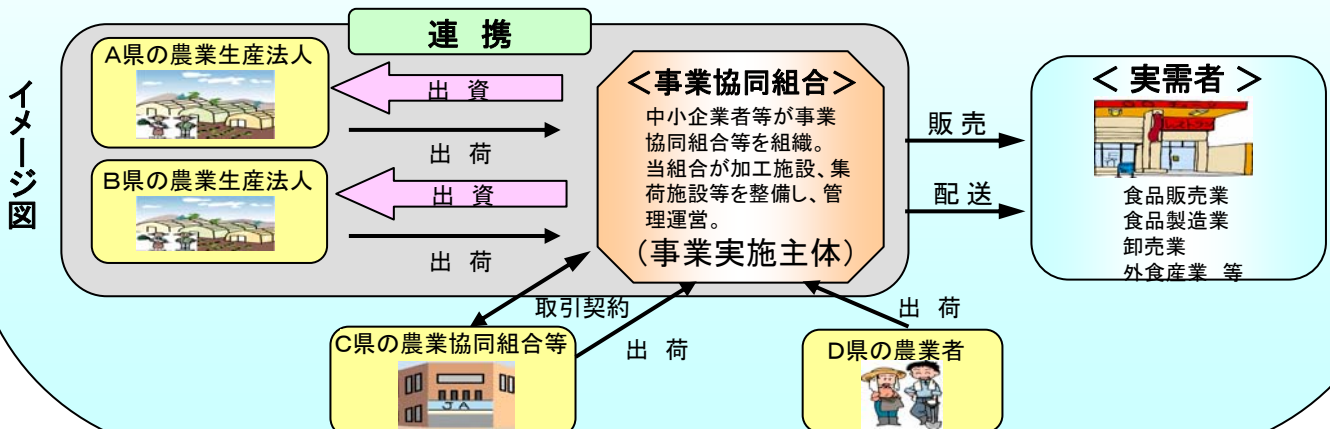


(2) 加工・流通拠点整備事業

複数の都道府県にわたる農業生産者と実需者が連携し、消費者に安全・安心な食料を安定供給するため、事業協同組合等が農畜産物及びその加工品を効率よく販売・配送するために必要となる施設整備等を支援します。

【事業実施基準】

- ・事業実施主体は、複数の都道府県にわたる農業生産者と出資又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結する関係にあること 等



(3) 生産者連携事業

複数の都道府県にわたる農業生産者が連携し、高付加価値化(ブランド化)した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するために必要となる

- ① 土地基盤、加工施設等の整備(生産・加工施設等の整備タイプ)
 - ② 加工施設、販売施設、食材供給施設等の整備(販売施設等の整備タイプ)
- を支援します。

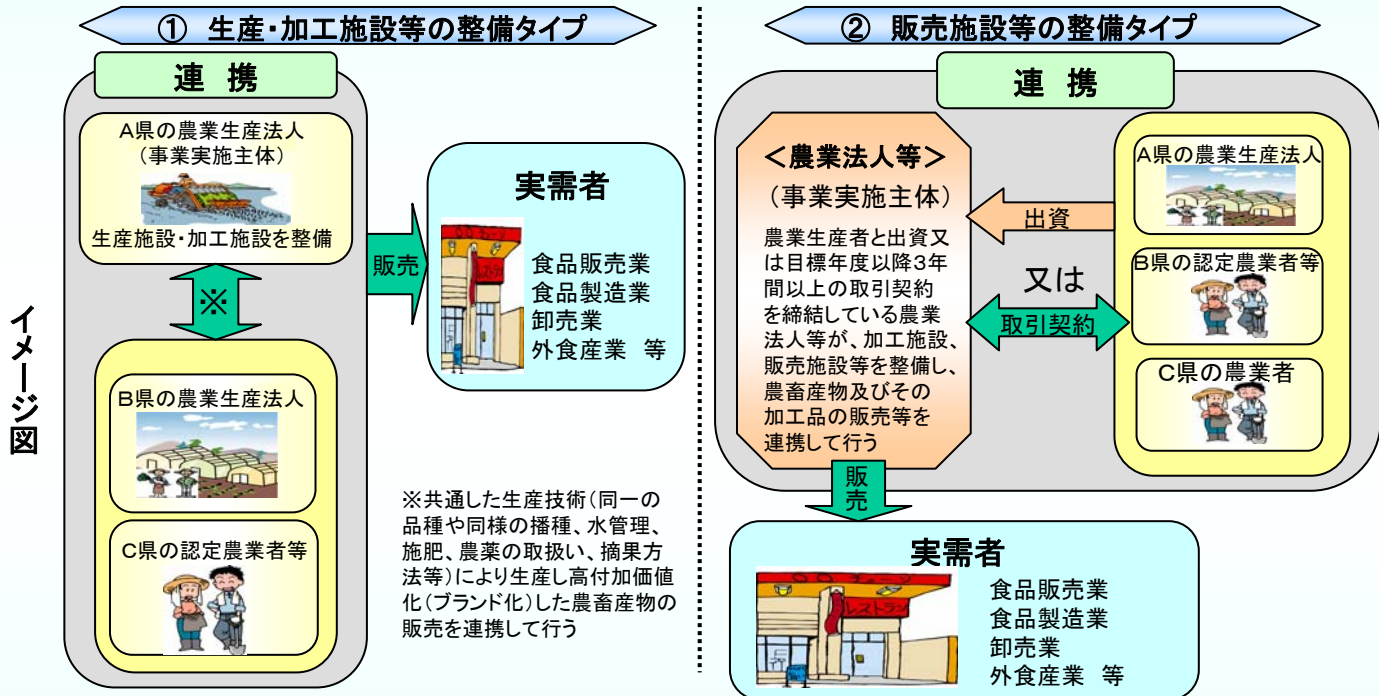
【事業実施基準】

① 生産・加工施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者が連携し、共通した生産技術により生産し、高付加価値化した農畜産物の販売を連携して行うこと 等

② 販売施設等の整備タイプ

事業実施主体は、複数の都道府県にわたる農業生産者と出資又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結する関係にあること 等



事業実施主体：補助率

◇生産者サイド

認定農業者等の組織する団体、農業協同組合等： 1/2、1/3以内(沖縄県にあっては2/3以内)

◇実需者サイド

事業協同組合等： 1/3以内

注)個人は、対象外となります

お問い合わせ

詳細な内容など、お近くの農政局へお気軽にお問い合わせ下さい(別紙参照)。

※農林水産省ホームページでもご覧いただけます。 <http://www.maff.go.jp/>